

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第1号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成2年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(備付書類)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 面接記録票</p> <p>(2) 保護台帳</p> <p>(3) <u>保護決定調書</u></p> <p>(4) ケース記録票</p> <p>(5) 医療扶助台帳・給付券交付処理簿 <u>(第1号様式)</u></p> <p>2 略</p> <p>(1) 面接受付簿 <u>(第2号様式)</u></p> <p>(2) ケース番号索引簿 <u>(第3号様式)</u></p> <p>(3) ケース番号登載簿 <u>(第4号様式)</u></p> <p>(4) 保護申請書受理簿 <u>(第5号様式)</u></p> <p>(5) 医療券交付処理簿 <u>(第6号様式)</u></p> <p>(6) 介護券交付処理簿 <u>(第7号様式)</u></p> <p>(通知)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 事務所長は、被保護者がその居住地を他の福祉に関する事務所の所管区域内に移転したときは、速やかに、必要な決定を行い、転出通知書 <u>(第8号様式)</u> により当該福祉に関する事務所の長に通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(保護の申請書)</p> | <p>(備付書類)</p> <p>第3条 保健福祉事務所又は香川県小豆総合事務所の長（以下「事務所長」という。）は、被保護者について、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1) <u>面接記録票(第1号様式)</u></p> <p>(2) <u>保護台帳(第2号様式)</u></p> <p>(3) <u>生活保護決定調書(第3号様式)</u></p> <p>(4) <u>ケース記録票(第4号様式)</u></p> <p>(5) 医療扶助台帳・給付券交付処理簿 <u>(第5号様式)</u></p> <p>2 事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1) 面接受付簿 <u>(第6号様式)</u></p> <p>(2) ケース番号索引簿 <u>(第7号様式)</u></p> <p>(3) ケース番号登載簿 <u>(第8号様式)</u></p> <p>(4) 保護申請書受理簿 <u>(第9号様式)</u></p> <p>(5) 医療券交付処理簿 <u>(第10号様式)</u></p> <p>(6) 介護券交付処理簿 <u>(第10号様式の2)</u></p> <p>(通知)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 事務所長は、被保護者がその居住地を他の福祉に関する事務所の所管区域内に移転したときは、速やかに、必要な決定を行い、転出通知書 <u>(第11号様式)</u> により当該福祉に関する事務所の長に通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(保護の申請書)</p> |

第5条 法第24条第1項に規定する申請書は、保護申請書によるものとする。ただし、被保護者が医療扶助を申請する場合の書面は、保護変更申請書（傷病届）によるものとする。

2 省令第1条第5項に規定する申請書は、葬祭扶助申請書によるものとする。

3 第1項本文の申請書には、次に掲げる書類のうち、事務所長が必要と認めるものを添付しなければならない。

- (1) 給与証明書
- (2) 家賃・間代・地代証明書
- (3) 住宅補修計画書
- (4) 生業計画書

4 略

（保護決定通知書等）

第6条 法第24条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する書面は保護決定通知書又は保護申請却下通知書により、同条第8項本文に規定する書面は扶養義務者への通知書（第9号様式）により、法第25条第2項及び第26条に規定する書面は保護決定通知書によるものとする。

（書面による指導及び指示）

第7条 事務所長は、法第27条第1項の規定による指導又は指示を書面で行うときは、指導指示書によりするものとする。

（検診の命令等）

第8条 事務所長は、法第28条第1項の規定により検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書によりするものとする。

2 法第28条第1項の規定により検診を受けるべき旨を命じられた要保護者について検診を行った医療機関は、検診書及び検診料請求書を当該検診を受けるべき旨を命じた事務所長に提出しなければならない。

3 事務所長は、法第28条第2項の規定により扶養義務者に扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、報告依頼書（第10号様式）によりするものとする。

（資料提供等の要求）

第5条 法第24条第1項に規定する申請書は、生活保護申請書（第12号様式）によるものとする。ただし、被保護者が医療扶助を申請する場合の書面は、保護変更申請書（傷病届）（第13号様式）によるものとする。

2 省令第1条第5項に規定する申請書は、葬祭扶助申請書（第14号様式）によるものとする。

3 第1項本文の申請書には、次に掲げる書類のうち、事務所長が必要と認めるものを添付しなければならない。

- (1) 給与証明書（第15号様式）
- (2) 家賃（地代）証明書（第16号様式）
- (3) 住宅補修計画書（第17号様式）
- (4) 生業計画書（第18号様式）

4 略

（保護決定通知書等）

第6条 法第24条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する書面は保護決定（変更）通知書（第19号様式）又は保護申請却下通知書（第20号様式）により、同条第8項本文に規定する書面は扶養義務者への通知書（第20号様式の2）により、法第25条第2項及び第26条に規定する書面は保護決定通知書によるものとする。

（書面による指導及び指示）

第7条 事務所長は、法第27条第1項の規定による指導又は指示を書面で行うときは、指導（指示）書（第21号様式）によりするものとする。

（検診の命令等）

第8条 事務所長は、法第28条第1項の規定により検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書（第22号様式）によりするものとする。

2 法第28条第1項の規定により検診を受けるべき旨を命じられた要保護者について検診を行った医療機関は、検診書・検診料請求書（第23号様式）を当該検診を受けるべき旨を命じた事務所長に提出しなければならない。

3 事務所長は、法第28条第2項の規定により扶養義務者に扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、報告依頼書（第23号様式の2）によりするものとする。

（資料提供等の要求）

第9条 事務所長は、法第29条第1項の規定により必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求めるときは、生活保護調査依頼書によりするものとする。

(扶養の照会)

第10条 事務所長は、要保護者の扶養義務者に対し、扶養の義務の履行について照会するときは、扶養義務調査依頼書によりするものとする。

(入所等の依頼)

第11条 事務所長は、法第30条第1項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であって、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。）若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、入所（養護）依頼書（第11号様式）によりするものとする。

(保護金品の支給方法)

第12条 略

2 事務所長は、法第19条第7項第3号の規定により被保護者等に対する保護金品の交付を町長に依頼して行うときは、指定した交付の日の3日前までに、当該町長に対し、生活保護費支給明細書を送付するとともに、当該交付に要する資金を交付しなければならない。

(意見書等の提出)

第13条 略

- (1) 医療要否意見書
- (2) 精神疾患入院要否意見書
- (3) 給付要否意見書（所要経費概算見積書）
- (4) 給付要否意見書（柔道整復）

第9条 事務所長は、法第29条第1項の規定により必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求めるときは、生活保護調査依頼書（第24号様式）によりするものとする。

(扶養の照会)

第10条 事務所長は、要保護者の扶養義務者に対し、扶養の義務の履行について照会するときは、生活保護扶養照会書（第25号様式）によりするものとする。

(入所等の依頼)

第11条 事務所長は、法第30条第1項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であって、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。）若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、入所（養護）依頼書（第26号様式）によりするものとする。

(保護金品の支給方法)

第12条 略

2 事務所長は、法第19条第7項第3号の規定により被保護者等に対する保護金品の交付を町長に依頼して行うときは、指定した交付の日の3日前までに、当該町長に対し、生活保護費支出調書（第27号様式）を送付するとともに、当該交付に要する資金を交付しなければならない。

(意見書等の提出)

第13条 事務所長は、被保護者に対する医療扶助の要否について、指定医療機関、指定を受けた施術者又は治療材料の取扱業者から意見を求めるときは、次に掲げる書類のうち、事務所長が必要と認めるものを提出させるものとする。

- (1) 医療要否意見書（第28号様式）
- (2) 精神疾患入院要否意見書（第32号様式）
- (3) 給付要否意見書・所要経費概算見積書（第33号様式）
- (4) 給付要否意見書（柔道整復）（第33号様式の2）

(5) 給付要否意見書（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）

（医療券等の交付）

第14条 略

- (1) 生活保護法医療券・調剤券（電子資格確認によらない場合に限る。）
- (2) 治療材料券・治療材料費請求明細書
- (3) 施術券及び施術報酬請求明細書（あん摩・マッサージ）
- (4) 施術券及び施術報酬請求明細書（柔道整復）

- (5) 施術券及び施術報酬請求明細書（はり・きゅう）

- (6) 診療依頼書（入院外）

（町長の協力事務）

第15条 法第24条第10項に規定する書面は、保護申請に伴う調査書（第12号様式）によるものとする。

2 町長がその町の区域内にある被保護者について生計その他の状況の変動を発見した場合における法第19条第7項第1号の規定による通報は、被保護者状況変動報告書（第13号様式）によりするものとする。

3 略

（保護施設の設置の届出等）

第16条 法第40条第2項の規定による届出は、保護施設設置届出書（第14号様式）によりしなければならない。

2 法第41条第2項の規定による認可の申請は、保護施設設置認可申請書（第15号様式）によりしなければならない。

（保護施設の事業開始の届出）

第17条 保護施設の設置者は、当該保護施設の事業を開始したときは、速やかに、保護施設事業開始届出書（第16号様式）により知事に届け出なければならない。

(5) 給付要否意見書（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）（第33号様式の3）

（医療券等の交付）

第14条 医療扶助の現物給付は、次に掲げる医療券等を交付して行うものとする。

- (1) 生活保護法医療券・調剤券（第37号様式）（電子資格確認によらない場合に限る。）
- (2) 生活保護法治療材料券・治療材料費請求明細書（第38号様式）
- (3) 生活保護法施術券・施術費給付請求書（第39号様式）
- (4) 生活保護法施術券・施術報酬請求明細書（柔道整復）（第39号様式の2）
- (5) 生活保護法施術券・施術報酬請求明細書（はり・きゅう）（第40号様式）
- (6) 診療依頼書（第41号様式）

（町長の協力事務）

第15条 法第24条第10項に規定する書面は、保護申請に伴う調査書（第42号様式）によるものとする。

2 町長がその町の区域内にある被保護者について生計その他の状況の変動を発見した場合における法第19条第7項第1号の規定による通報は、被保護者状況変動報告書（第43号様式）によりするものとする。

3 略

（保護施設の設置の届出等）

第16条 法第40条第2項の規定による届出は、保護施設設置届出書（第44号様式）によりしなければならない。

2 法第41条第2項の規定による認可の申請は、保護施設設置認可申請書（第45号様式）によりしなければならない。

（保護施設の事業開始の届出）

第17条 保護施設の設置者は、当該保護施設の事業を開始したときは、速やかに、保護施設事業開始届出書（第46号様式）により知事に届け出なければならない。

(保護施設の変更の届出等)

第18条 市町は、その設置した保護施設について法第41条第2項第1号又は第4号から第8号までに掲げる事項を変更したときは、速やかに、保護施設変更届出書(第17号様式)により知事に届け出なければならない。

2 法第41条第5項の規定による認可の申請は、保護施設変更認可申請書(第18号様式)によりしなければならない。

(保護施設の廃止の報告等)

第19条 省令第7条及び第8条の規定による報告又は通知は、保護施設廃止(事業縮小・休止)報告(通知)書(第19号様式)によりしなければならない。

2 法第42条の規定による認可の申請は、保護施設休止(廃止)認可申請書(第20号様式)によりしなければならない。

(改善命令等による措置の結果の報告)

第20条 市町又は社会福祉法人若しくは日本赤十字社は、法第45条第1項又は第2項の規定により、保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくはその保護施設の廃止を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、当該処分を受けた日から起算して30日以内に、当該処分に基づいて採った措置について、措置結果報告書(第21号様式)により知事に報告しなければならない。

(被保護者の状況変動の届出)

第21条 法第48条第4項の規定による届出は、被保護者状況変動届出書(第22号様式)によりしなければならない。

(保護施設在所者の報告)

第22条 保護施設の長は、毎月7日までに、保護施設在所者報告書(第23号様式)を知事に提出しなければならない。

(医療機関等の指定申請書等)

第23条 省令第10条第2項及び第4項に規定する申請書(同条第6項の規定により四国厚生支局を経由するものを除く。)並びに同条第5項に規定する申請書は、生活保護法指定医療機関指定(指定更新)申請書(第24号様式)によるものとする。

(保護施設の変更の届出等)

第18条 市町は、その設置した保護施設について法第41条第2項第1号又は第4号から第8号までに掲げる事項を変更したときは、速やかに、保護施設変更届出書(第17号様式)により知事に届け出なければならない。

2 法第41条第5項の規定による認可の申請は、保護施設変更認可申請書(第18号様式)によりしなければならない。

(保護施設の廃止の報告等)

第19条 省令第7条及び第8条の規定による報告又は通知は、保護施設廃止(事業縮小・休止)報告(通知)書(第19号様式)によりしなければならない。

2 法第42条の規定による認可の申請は、保護施設休止(廃止)認可申請書(第20号様式)によりしなければならない。

(改善命令等による措置の結果の報告)

第20条 市町又は社会福祉法人若しくは日本赤十字社は、法第45条第1項又は第2項の規定により、保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくはその保護施設の廃止を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、当該処分を受けた日から起算して30日以内に、当該処分に基づいて採った措置について、措置結果報告書(第21号様式)により知事に報告しなければならない。

(被保護者の状況変動の届出)

第21条 法第48条第4項の規定による届出は、被保護者状況変動届出書(第22号様式)によりしなければならない。

(保護施設在所者の報告)

第22条 保護施設の長は、毎月7日までに、保護施設在所者報告書(第23号様式)を知事に提出しなければならない。

(医療機関等の指定申請書等)

第23条 省令第10条第2項及び第4項に規定する申請書(同条第6項の規定により四国厚生支局を経由するものを除く。)並びに同条第5項に規定する申請書は、生活保護法指定医療機関指定(指定更新)申請書(第24号様式)によるものとする。

- 2 省令第10条の6第2項に規定する申請書は、生活保護法指定介護機関指定申請書（第25号様式）によるものとする。
- 3 省令第10条の8第1項に規定する申請書は、生活保護法指定助産機関（施術機関）指定申請書（第26号様式）によるものとする。
- 4 省令第14条第2項に規定する届書（同条第3項の規定により四国厚生支局を経由するものを除く。）は、同条第2項第1号の場合にあつては生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）変更届出書（第27号様式）により、同項第2号の場合にあつては生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）休止（廃止）届出書（第28号様式）又は生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）再開届出書（第29号様式）によるものとする。
- 5 省令第14条第4項に規定する届書は、生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）処分届出書（第30号様式）によるものとする。
- 6 省令第15条第1項に規定する届書（同条第2項の規定により四国厚生支局を経由するものを除く。）は、生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）指定辞退届出書（第31号様式）によるものとする。

（就労自立給付金の申請書）

第24条 省令第18条の4第1項に規定する申請書は、就労自立給付金申請書によるものとする。

（就労自立給付金決定通知書）

第25条 事務所長は、法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給を決定したときは、当該申請者に対し就労自立給付金決定通知書により通知するものとする。

（進学・就職準備給付金の申請書）

第26条 省令第18条の9第1項に規定する申請書は、進学・就職準備給付金申請書によるものとする。

（進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書）

第27条 事務所長は、法第55条の5第1項の規定による進学・就職準備給付金の支給又は不支給を決定したときは、当該申請者に対し進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書により通知するものとする。

- 2 省令第10条の6第2項に規定する申請書は、生活保護法指定介護機関指定申請書（第55号様式）によるものとする。
- 3 省令第10条の8第1項に規定する申請書は、生活保護法指定助産機関（施術機関）指定申請書（第55号様式の2）によるものとする。
- 4 省令第14条第2項に規定する届書（同条第3項の規定により四国厚生支局を経由するものを除く。）は、同条第2項第1号の場合にあつては生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）変更届出書（第56号様式）により、同項第2号の場合にあつては生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）休止（廃止）届出書（第57号様式）又は生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）再開届出書（第58号様式）によるものとする。
- 5 省令第14条第4項に規定する届書は、生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）処分届出書（第59号様式）によるものとする。
- 6 省令第15条第1項に規定する届書（同条第2項の規定により四国厚生支局を経由するものを除く。）は、生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）指定辞退届出書（第60号様式）によるものとする。

（就労自立給付金の申請書）

第24条 省令第18条の4第1項に規定する申請書は、就労自立給付金申請書（第61号様式）によるものとする。

（就労自立給付金決定通知書）

第25条 事務所長は、法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給を決定したときは、当該申請者に対し就労自立給付金決定通知書（第62号様式）により通知するものとする。

（進学・就職準備給付金の申請書）

第26条 省令第18条の9第1項に規定する申請書は、進学・就職準備給付金申請書（第63号様式）によるものとする。

（進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書）

第27条 事務所長は、法第55条の5第1項の規定による進学・就職準備給付金の支給又は不支給を決定したときは、当該申請者に対し進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書（第64号様式）により通知するものとする。

(被保護者の届出)

第28条 法第61条の規定による届出は、被保護者変動(異動)届出書(第32号様式)によりしなければならない。

(面接記録票等の様式)

第29条 第3条第1項第1号から第4号まで、第5条第1項から第3項まで、第6条(保護決定通知書に限る。)、第7条、第8条第1項及び第2項、第9条、第10条、第12条から第14条まで並びに第24条から第27条までに規定する書類の様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)第6条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき国が作成する標準仕様書に定めるところによるものとする。

(被保護者の届出)

第28条 法第61条の規定による届出は、被保護者変動(異動)届出書(第65号様式)によりしなければならない。

第1号様式から第4号様式までを削り、第5号様式を第1号様式とし、第6号様式から第10号様式までを4ずつ繰り上げ、第10号様式の2を第7号様式とし、第11号様式を第8号様式とする。

第12号様式から第20号様式までを削り、第20号様式の2を第9号様式とする。

第21号様式から第23号様式までを削り、第23号様式の2を第10号様式とする。

第24号様式及び第25号様式を削り、第26号様式を第11号様式とする。

第27号様式から第41号様式までを削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第12号様式(第15条関係)</p> <p>保護申請に伴う調査書</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>香川県 事務所長 殿 町長</p> <p>別紙のとおり生活保護法による保護申請書を受け取ったので、同法第24条第10項の規定により保護についての参考事項及び意見を添えて送付します。</p> <p>保護に関する参考事項及び意見</p> <p>略</p> | <p>第42号様式(第15条関係)</p> <p>保護申請に伴う調査書</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>香川県 事務所長 殿 町長</p> <p>別紙のとおり生活保護法による保護申請書を受け取ったので、同法第24条第6項の規定により保護についての参考事項及び意見を添えて送付します。</p> <p>保護に関する参考事項及び意見</p> <p>略</p> |

第43号様式を第13号様式とし、第44号様式から第55号様式までを30ずつ繰り上げ、第55号様式の2を第26号様式とし、第56号様式を第27号様式とし、第57号様式から第60号様式までを29ずつ繰り上げる。

第61号様式から第64号様式までを削り、第65号様式を第32号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年3月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の生活保護法施行細則に定める様式（第42号様式を除く。）による用紙は、当分の間、使用することができる。

3 改正前の第42号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。